
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 248 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 248 回金融商品専門委員会（2026 年 1 月 15 日開催）において、「金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発」に関して、金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論を行うための前段階として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等及び国際的な会計基準における金融資産の分類及び測定に関する取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品会計基準等と国際的な会計基準との主要な類似点及び相違点に関する事項）

2. 国際的な会計基準との整合性に関して、我が国における従来の考え方と整合しない部分があるため、国際的な会計基準の定めを取り入れるかどうかについては慎重な検討が必要であるとする。
3. 金融資産の分類及び測定を議論するにあたり、企業会計原則における保守主義の原則や実現主義の原則及び概念フレームワークにおける投資のリスクからの解放の考え方との整合性を考慮することが考えられる。
4. 金融資産の分類及び測定を議論するにあたり、我が国の市場環境や慣行を踏まえて慎重に検討すべきとする。また、市場で取引される金融商品の範囲は欧米に比べて狭いと考えられることから、財務諸表において時価で評価する範囲については慎重な検討が必要であるとする。
5. IFRS 会計基準における公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択（以下「FVOCI オプション」という。）については、リサイクリングについても検討することが考えられる。
6. 投信ファンド等に関して、IFRS 会計基準の取扱いをそのまま取り入れた場合には FVOCI オプションを適用できず当期純利益に計上することになるため、企業の事業モデルを反映しない可能性があることについて懸念している。

7. 金融資産の時価変動差額を当期純利益で計上する場合、会社法における分配可能額の算定や株主と債権者保護とのバランスといった点にも留意する必要があると考える。
8. 組合会計に実務上の影響があり得る相違点も存在するが、会計基準の定めの大枠としては説明内容に違和感はない。

(金融商品の分類及び測定の見直しの手続きに関する方向性を議論するうえで留意すべき事項)

9. 負債性金融商品と資本性金融商品の区分は金融資産の分類及び測定において重要であると考えられるため、運用のしやすさを含めて検討していくことが必要であると考えられる。
10. 負債と資本の区分が会計基準によって異なるため、仮に国際的な会計基準における金融資産の分類及び測定に関する定めをそのまま取り入れたとしても異なる結果になると考えられることから、慎重な検討が必要であると考えられる。
11. 国際的な会計基準における純損益を通じて公正価値で測定するものとして取り扱う取消不能の指定（以下「公正価値オプション」という。）については、ヘッジ運営の多様化に繋がる可能性があるため、取り入れる方向で検討することが考えられる。
12. 金融資産の分類及び測定を見直すことにより予想信用損失モデルの対象又は対象外となる場合には、金融資産の減損に関するシステム開発に影響を生じさせることから、債権及び債券について優先的に検討し、その後に株式や投資信託等を検討することが考えられる。具体的には、第51項の「(4)トレーディング目的で保有する金銭債権等」、「(7)組込デリバティブ」及びこれらの解決策として「(8)公正価値オプション」について優先的に検討することが考えられる。
13. 金融機関では、金融資産の減損に関する検討やシステム開発を進めている状況にあり、時価評価する金融商品の範囲を見直すとした場合には追加の費用負担等が発生すると考えられる。また、損益に対する影響が生じる可能性があると考えられるため、財務諸表作成者の負担や費用対効果を踏まえて検討いただきたい。
14. 新基準適用に関するリソースの観点から、金融資産の減損に関する強制適用時期と本プロジェクトで開発される会計基準等の強制適用時期との間に十分な期間を設けることが望ましい。一方、金融資産の分類及び測定を見直すことにより予想信用損失モデルの対象範囲に影響するものについては、早期適用を可能にするということも考えられる。
15. 満期保有目的の債券についての定めを維持するかどうかについて検討することが考えられる。

16. 銀行業においては、トレーディング取引と特定取引勘定との関係性を整理することが考えられる。
17. 国際的な会計基準の定めを取り入れる際には、運用のしやすさについても検討していくことが考えられる。

(その他)

18. 財務諸表作成者の中には税務との一致を望む意見があるため、税務当局とコミュニケーションをとりながら検討を進めていただきたい。
19. 金融商品の分類及び測定に関連して、金融商品会計基準等と外貨建取引等会計基準との関係が本プロジェクトに含まれるかどうかを懸念している。
20. 金融商品の分類及び測定は保険負債の評価にも関係することから、保険業界においては過渡期的な会計基準としか取り扱えない可能性があると考え。この点、IFRS 会計基準においては IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 17 号「保険契約」が並行して検討が進められたという経緯もあることから、日本基準開発を進める際にはこの点についての配慮をお願いしたい。
21. 株式や投資信託等に関して、意見募集を行った 2018 年当時から我が国の市場環境や国の施策等も変化していると考えられることから、改めて関係者の意見を確認することが考えられる。

以 上